

議 事 録

| | |
|----------|--|
| 会議の名称 | 令和2年 愛荘町教育委員会 第2回定例会 |
| 開催日時 | 令和2年2月17日(月) 午後3時55分 |
| 開催場所 | 秦荘庁舎2階 第2会議室 |
| 出席者 | <p>【教育委員】4名 森秀昭、松浦延代、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】6名 教育次長 青木清司 教育振興課長 田中幹雄 給食センター所長 本田有弘 図書館長 茶谷えりか 教育振興課参事 堀 史代 教育振興課主査 久保泰代</p> <p>【傍聴人】0名</p> |
| 議事日程 | <p>日程第1 議案第1号 愛荘町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>日程第2 議案第2号 愛荘町いじめ防止基本方針の一部の改定について</p> <p>日程第3 議案第3号 愛荘町いじめ問題調査委員会設置要綱の制定について</p> <p>日程第4 議案第4号 要保護および準要保護児童生徒の認定について</p> <p>日程第5 承認第3号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第6 承認第4号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第7 承認第5号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第8 報告第1号 いじめ・不登校の現状報告について</p> |
| 作成者 | 教育振興課 久保 泰代 |
| 青木次長 | 午後3時55分開会 ただいまから第2回の教育委員会定例会を開催させていただきます。まず、確定申告の関係で、会議室を変更させていただきますが大変申し訳ありませんでした。また、徳田教育長ですが本日手術をさせていただきました。先程奥様から、13時すぎに手術が終わり15時頃に病室に帰ったと連絡をいただきました。年度末を迎えて大変忙しいときに、約2週間の療養期間をいただくということになりますので、教育長の方からお詫びをしておいてくださいとのことです。よろしく申し上げます。それでは森教育長職務代理のご挨拶をお願いします。 |
| 森教育長職務代理 | みなさん、こんにちは。大変お忙しい中ありがとうございます。徳田教育長が療養のため、代わりに進行をさせていただきます。1月いった、2月逃げた、3月去ったと言うように、同じ月日でも1~3月は大変早く過ぎます。月日が早く去るこの年度末で、学校、職場、ご家庭でもそうですが、まとめや来年度 |

| | |
|----------|---|
| 青木次長 | <p>向けて、協議内容が増えてまいります。大変お忙しい中ですが、みなさまのご協力を得て教育委員会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 森教育長職務代理 | <p>ありがとうございました。それでは本日の議案日程につきましてはお手元に配布の通りでございます。森教育長職務代理議事進行よろしくお願いいたします。</p> <p>教育長欠席に伴い、私のほうで本日の議事進行進めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名で定数に達しています。よって令和2年愛荘町教育委員会第2回定例会は成立いたしましたので開会いたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和2年第1回定例会の議事録について、事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、それぞれの議事録にご異議はございませんか。</p> |
| 各委員 | <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> |
| 森教育長職務代理 | <p>それでは、令和2年第1回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど、委員の皆さんにはご署名をお願いします。</p> <p>なお、本日の令和2年第2回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。日程第1「議案第1号 愛荘町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 田中課長 | <p style="text-align: center;">—議案第1号の説明—</p> |
| 森教育長職務代理 | <p>ただいま「議案第1号 愛荘町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p> |
| 八島委員 | <p>残業について、45時間になりますと1日平均2.2時間で、管理はどうされますか。</p> |
| 田中課長 | <p>毎月時間の報告をいただいておりますので、それで管理します。学校から教育委員会に毎月報告があります。</p> |

| | |
|----------|--|
| 八島委員 | タイムカードを押すことはありますか。 |
| 田中課長 | タイムカードではございませんが、出勤時間と待機時間を把握しているところでです。 |
| 八島委員 | パソコンは、先生一人に1台ありますか。 |
| 田中課長 | パソコンはあります。 |
| 八島委員 | 先生も、今後はパソコンとIDカードで管理するようになると思います。現状は、どれぐらい残業をされていますか。 |
| 田中課長 | 小学校でこの時間帯ぐらいです。 |
| 八島委員 | 先生によって、幅が大きいのですか。 |
| 田中課長 | 例えば子育て中の方と独身の方で違いますので、その平均になります。 |
| 八島委員 | 残業管理については、どこに聞いたらいいのでしょうか。結果的に管理ができておらず、サービス残業が増えることにならないように、教員や一般の企業の方も給料をもらっているのですから、いずれ要望を来る時があると思いますが、仕事時間を把握していただきたいです。申告されていない方もおられるのではないかと思います。またそれも問題になってきますので、いずれそうなることを考えてスタートしていただけたらいいと思います。 |
| 森教育長職務代理 | 質疑がないようですので、これより議案第1号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。 |
| 各委員 | 【異議なし】 |
| 森教育長職務代理 | ご異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案どおり可決されました。続きまして、日程第2「議案第2号 愛荘町いじめ防止基本方針の一部の改定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 |
| 堀参事 | —議案第2号の説明— |
| 森教育長職務代理 | ただいま「議案第2号 愛荘町いじめ防止基本方針の一部の改定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。 |

| | |
|------|---|
| 八島委員 | 改定後は、14 ページ「または」と文字が変わっていますが、教育委員会は、なにもしなくていい解釈になりますか。 |
| 堀参事 | 基本は教育委員会の指導が入りますが、主体を学校の方に置くか設置者に置くか明確でなかったのが、主体の明確な位置づけを「または」にさせていただきました。調査については、学校が行う時には教育委員会も指導させていただきますが、学校が主体になる場合は学校が調査し、教育委員会が報告を受ける形になります。 |
| 八島委員 | 現状の「と」は、学校園と教育委員会で両方が調査をすることだと思います。「または」になると教育委員会はしなくていいことになって、間違っているのではないのでしょうか。最近他の地区のいじめは、学校が隠していることがありますので、教育委員会は学校園から早く連絡させて、事実をつかんで早く町としての対策をしてあげた方がいいと思います。改定される文章になると、教育委員会はしなくてもいいと解釈されてしまうので、改訳ではないでしょうか。 |
| 堀参事 | 調査委員会を立ちあげて行うというものがあまして、調査の主体が学校にあると調査委員会が学校の中で立ち上げてやることになっており、設置者主体になると教育委員会が調査委員会を編成して調査を行うとガイドライにもあります。問題に関わらないわけではないですけれども、調査の委員会に関わる場合もあれば関わらない場合もあることです。基本は、主体のところ調査をやることになります。 |
| 八島委員 | 主体は全部教育委員会になると思っていますが、違うのでしょうか。 |
| 堀参事 | 2つの機関において、どちらが主体となるのか適切に判断して行うことになっています。 |
| 八島委員 | 学校園でいじめがあれば、教育委員会がすべて報告を受けて、問題がなければ承認すると思いますので、教育委員会が主体ではないですか。いじめの事案がすべて学校園から報告されるので、学校園から隠されることもないし、教育委員会の仕事は重大にはなりますが、すべきことじゃないかと思います。ですから、「または」にしなくてもいいと思います。「と」にしていたのを、「または」にされる意味がわかりませんし、あいまいで教育委員会はなにもしないと解釈されます。学校園は絶対しないといけないけれども、教育委員会もしないといけないと思います。「と」の表す、両方の文章の方が、合っていると思います。 |

| | |
|------|--|
| 青木次長 | <p>23 ページの第 4 章に重大事態の対処のところで、いじめ防止推進法第 28 条、重大事態とは不登校に陥り、命に関わるケースがあると謳われています。(2) は改正には載っていないのですが、重大事態の報告について、まず学校園は重大事態と思われる案件が発生した場合には、教育委員会に報告するとなっております。これが第一段階になります。(3) で調査趣旨および調査主体は、学校園「と」町教育委員会と実施するから学校園「または」町教育委員会と実施するへの改正について、まずは学校園が主体的に調査して、学校園が調査主体となる場合であっても、教育委員会は学校園に対して必要な指導を行うと書いてあります。次の議案になりますが、報告を受けた町教育委員会は、今度は町独自で調査を実施します。愛荘町いじめ防止等に関する対策のための組織において、学校園で調査をしたものを教育委員会に報告し、その時に教育委員会が指導助言はさせていただきます。町いじめ問題の調査委員会を専門の立場を入れてそこで教育委員会が主体となって調査をするところが、ガイドラインに沿った形になります。その調査をしたものを今度は町長が、座長になっています愛荘町いじめ防止対策本部会議を再度重大事態として報告させていただくこととなります。それでもまだ不十分な場合は、外部の団体、教育委員会事務局も入れない第 3 者委員会だけで、再調査を行うという段階的に構えた形で実施をしています。当初愛荘町のガイドラインは、学校と教育委員会が一緒になってなっていました、一旦切り離れた調査になっています。まずは学校で調査をして、それを教育委員会に報告してきます。当然調査している時には、指導助言をしなければなりません。</p> |
| 八島委員 | <p>最初から町いじめ問題調査委員会を作ることは問題がありますか。いじめを止められるのか心配です。問題が大きくなってから教育委員会に報告するより、いじめ問題があったらすぐに教育委員会に報告し、調査委員会を作ろうと指導し、フォローしたほうが速やかな対応ができると思います。</p> |
| 青木次長 | <p>まずは学校から報告していただかないと、わからないところです。再度調査が必要となった場合は、福祉の関係・臨床心理士・弁護士に入っていて、町いじめ問題の調査委員会として調査させていただきます。現状はいじめ問題の調査委員会がありません。ここが別々になっておらず、学校と教育委員会が一緒になっていました。これらは重篤ないじめ発生時の対応となります。</p> |
| 八島委員 | <p>重篤ないじめに対しては、もっと早く行動しないといけないと思います。結局問題の報告が遅れ、こじれてから報告がきたこともありました。学校から報告があつてから教育委員会が対応するというのはわかりませんが、学校と教育委員会が同時並行で対応することを考えておかないと、事態が深刻になります。</p> |

| | |
|----------|---|
| 中村委員 | 一番は、そんなことにならないことです。子ども同士、子どもに関わる先生同士のコミュニケーションが密になるように、お互いの気持ちをきちんと話し合えて解決していくのが、一番です。 |
| 青木次長 | 国のガイドラインは、どうなっていますか。 |
| 堀参事 | 国のガイドラインにおける基本姿勢は、学校でいじめを受けた児童生徒と保護者のいじめについての事実を知りたいという切実な思いを理解した内容にあたります。調査組織の構成については、調査主体は第三者の公正公平中立性を確保された組織が行わないといけないこと、また重大事態の調査主体については、学校主体かどうかの判断は学校設置者が行うと書いてあります。これらのことを明確にしました。 |
| 青木次長 | 報告 23 ページ (2) ですけれども、報告については町長まで早急に、最終的に内容の調査についての (3) 流れになります。 |
| 堀参事 | あいまいだったので、最初の調査をどちらがするのか、主体を明らかにするという事で変えさせてもらいました。 |
| 八島委員 | 「または」のほうがあいまいではないですか。 |
| 森教育長職務代理 | 学校園で起こったことは学校いじめ未然防止委員会で調査し、教育委員会は事実関係を把握します。双方が一緒にやってしまうと、ひとつの見方でしか見られません。教育委員会は教育委員会で、でてきた事実を検証し、考えるための文言として理解するならば、納得できると思います。ただ、「または」とするとどちらかになってしまいます。「と」は共同、「または」は並立的に、別々にという表現になります。現実的にはすべてつながっていますが、学校ができない部分については、教育委員会が代わりに行わなければならない部分もあります。学校と教育委員会が一つになってしまうことが正しいかどうか、当事者にしたらわからないということもあります。学校での見方と教育委員会の見方における整合性が二つの委員会の中でどうなのか把握し、教育委員会としては次の段階である町にも対応をお願いするというならば理解できると思います。 |
| 青木次長 | 一つになってするのか、並立してするのか、ということになります。国のガイドラインにのっていますか。 |
| 堀参事 | 国のガイドラインは、学校が主体となるか学校の設置者が主体となるか、という判断を学校の設置者が行いますと書いています。 |

| | |
|----------|--|
| 八島委員 | 「と」とすると、それぞれ別に調査を行い、後に教育委員会が指導するという ことだと思います。「または」にしなくてはいけない理由があるのでしょうか。 |
| 堀参事 | 調査組織について明確にしなくてはいけない部分もありましたので。 |
| 青木次長 | 「または」に変える根拠は。 |
| 八島委員 | 「または」があいまいで、「と」としたらそれぞれが調査するという ことになります。 |
| 松浦委員 | 「と」にすると学校、設置者の双方を合わせた一つの組織という意味になっ てしまうので、「それぞれ」と「または」の二本立てにすると読み取りに誤解 がないのかと思います。 |
| 森教育長職務代理 | 現実問題、学校の事案に対していじめに関する調査委員会を開いたとして も、教育委員会に来てもらう時と来てもらわない時があります。来てもらって も、その後教育委員会で協議してもらい、指導をいただく、すぐに調査委員会 を開いて教育委員会が全面的に入ろうとしてしまうと、先が曇ってくる場合が できてしまいます。実際のところ学校の中で困ったら、必ず教育委員会の方 から、何かいい案や方法をくださいと現場で声が上がります。その資料もらっ て一方はこう考える、また一方はこう考えると意見聴取の機会ができ、現場に いるものにしてはありがたいと思います。どうしてもその調査委員会に入っ てしまうと、ほかの事がわからなくなってしまう可能性も出てきます。調査委員会 の中からは見えない部分も出てきますので、その時に教育委員会から指示を いただくのが、ものすごくありがたいです。自分たちの考えを練り直すことも必 要です。「と」を「または」の言葉に変えることについて、実際にしっかり対 応できるのはどちらの言い回しかを考えると、どんな意味でもとれる言葉の方 が、臨機応変に対応でき、いいのかなと思います。 |
| 八島委員 | 重篤ないじめに関する文言ですので、しっかり教育委員会が対応していただ ければと思います。 |
| 青木次長 | 「と」、「または」については、森職務代理預かりで再度調査させていただきます。 |
| 森教育長職務代理 | その文言については、再度確認調査してから変えるべきでよろしいでしょ うか。 |

| | |
|----------|--|
| 青木次長 | 意見つきで可決していただければ。 |
| 森教育長職務代理 | 条件付可決でご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 【異議なし】 |
| 森教育長職務代理 | 異議なしと認めます。原案に付け加えて可決です。続いて、日程第3「議案第3号 愛荘町いじめ問題調査委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 |
| 田中課長 | —議案第3号の説明— |
| 森教育長職務代理 | ただいま「議案第3号 愛荘町いじめ問題調査委員会設置要綱の制定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。 |
| 八島委員 | 法第24条と第28条第1項は、設置委員会が調査する内容がどこに書いてありますか。 |
| 田中課長 | いじめ防止対策推進法の24条は、必要に応じて学校の設置者は設置する学校に対して必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講じることを指示し、または当該報告にかかる事案について、自ら必要な調査を行うものとする、と学校の設置者による措置の部分が24条です。28条第1項は、重大事態への対処でございまして、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認める時に調査を行うことであります。 |
| 森教育長職務代理 | 質疑がないようですので、これより議案第3号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。 |
| 各委員 | 【異議なし】 |
| 森教育長職務代理 | ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案通り可決されました。議案に入る前に議案第4号、承認第3号、承認第4号、承認第5号および報告第1号は、個人情報に関わる問題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第5条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる。」となっております。この議案に関しては、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。 |

| | |
|----------|--|
| 各委員 | 【異議なし】 |
| 森教育長職務代理 | <p>それでは異議なしと認めます。よって議案第4号、承認第3号承認第4号、承認第5号および報告第1号は非公開といたします。</p> <p>●<u>上記の決定により、議案第4号、承認第3号、承認第4号、承認第5号、および報告第1号は非公開とする。</u></p> |
| 森教育長職務代理 | <p>以上で、令和2年第2回定例会の案件はすべて終了しました。</p> <p>午後5時31分 閉会</p> |